

記憶が歴史にかわる時：NAACP 訴訟基金の活動史

藤倉 皓一郎

Jack Greenberg, *CRUSADERS IN THE COURTS: How a Dedicated Band of Lawyers Fought for the Civil Rights Revolution* (New York: Basic Books 1994) i-xxii pp.634.

記憶から歴史へ

時間の経過とともに、一つの世代を生きた人の記憶が歴史のなかに織り込まれて行く。記憶が歴史にかわるのに半世紀という時間の醸成が必要だとすると、いま1990年代は20世紀の中葉に活躍した人の記憶や体験が歴史に書き込まれる時期だといえよう。

本書は、アメリカ黒人の人権の確立と擁護のための訴訟闘争をすすめた NAACP Legal Defense and Educational Fund, Inc. (LDF [訴訟基金]) の活動史である。¹ 著者ジャック・グリーンバーグは1949年から35年間にわたって、その団体の中心メンバーであり、ことに1961年から1984年まではそのデレクターとして活動を指揮した人である。

NAACP (National Association for Advancement of Colored People [黒人地位向上全国協会]) は「すべての人に平等な権利と機会をもたらすこと」を目的とし、1909年に結成された。黒人に対するリンチ事件の調査を手始めに、投票、教育、住居、雇用、法執行などの広い分野

にわたって、黒人の人権擁護、人種差別の撤廃を求める活動をつづけてきた長い歴史をもつ公民権 (Civil Rights) 団体である。

LDF は NAACP を母体としながら、1940年、もっぱら差別撤廃を求める訴訟活動をおこなうために別個の団体として結成された。LDF が NAACP の名称を継承したため、しばしば混同され、また両団体間に軋轢を生じたが、LDF は NAACP から独立した別団体である。その後、公共利益やマイノリティの権利擁護のための訴訟をおもな活動手段とする多くの団体 (公益団体として非課税) が生まれたが、LDF はその原型であるといつてよい。

著者は LDF を離れてから本書をまとめるのに10年間を費やしている。著者が関与した時期の LDF の活動を組織の内部資料、訴訟記録、新聞報道などを検証しながら綿密、的確に描いている。著者は法をとおして人種関係を動かし、つくりかえる節目となる多くの事件の中心にいた人物である。それだけに、まず、本書は法を軸とする現代アメリカ社会の人種関係の変革を理解する第一級の資料となっている。著者が語る多くのエピソードは、主要事件に直接かかわった当事者の証言として貴重である。また、著者は数多くの憲法訴訟の弁論にたずさわり、公民権運動の現場にのぞんだ自分の体験、運動にかかわるさまざまな人物との交流を随所に折り込んでいるので、本書は著者のすぐれた個人史でもある。本書は、まさに記憶が歴史となる時点で、熟成の時をおいて書くべき人が書くべきときに書いた労作といえる。

著者は1924年、ニューヨーク市ブルックリンに生まれた。母はルーマニアから父はポーランドからのユダヤ系移民である。父は16歳のときア

1. NAACP の初期の訴訟戦略については、Mark V. Tushnet, *The NAACP's Legal Strategy against Segregated Education, 1925-1950*. (Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1987) がある。また著者には、Jack Greenberg, *Litigation for Social Change: Methods, Limits, and Role in Democracy*. (New York: Association of the Bar of the City of New York, 1974) がある。

アメリカにきて、のちに公認会計士となる。母はこどもの教育に熱心で、ジャック誕生の日から大学の学資のために50セントの日掛け貯金をはじめた。ジャックはユダヤ系白人地区で黒人や他の少数人種とほとんど接触なしに育ち、コロンビア大学に入学する。大学卒業（1945年）まえに海軍へ入隊、硫黄島、沖縄の戦闘に参加する。戦後、コロンビア大学ロー・スクールに進学、ゲルホーン（Walter Gellhorn）教授のゼミをとり人種差別、人権問題に関心をもつ。卒業後、同教授に推薦されて、1949年、NAACP LDFの弁護士となる。

著者の活動は、連邦最高裁判所の人種分離違憲判決（1954年）をきっかけに公民権運動が台頭し、アメリカ社会における人権関係が激変した時期と重なっている。その期間、著者が指揮したLDFは、訴訟をとおして連邦最高裁の憲法判断を求め、連邦議会による公民権法制定を促し、さらに法を武器として具体的な事件における人権の保障、人種間の平等の実現のために組織的な活動を展開して、人種関係を変革する中心的な役割を担っていた。

LDFは1950年代から1980年代にかけて、人種に関連する事件における連邦最高裁判所の憲法判断、ことに平等条項の解釈にかかわる主要事件のほとんどに関係している。現代のアメリカ社会における人種の平等にかかわる法の展開、法の実現の軌跡はLDFの活動を抜きにしてはたどれないといってよい。NAACPとLDFが勝ちとった主な憲法判決をみれば、このことがよくわかる。白人予備選挙違憲（1944年）、人種制限約款（付不動産売買契約）違憲（1948年）、大学院人種別学違憲（1950年）、公立学校人種別学違憲（1954年）、公立高校人種共学実施判決（1959年）、雇用差別テスト違憲（1970年）、死刑違憲（1972年）、任意優遇措置合憲（1979年）などである。しかも、これは長いリストの一部にしかすぎない。

LDFの訴訟活動のもっともめざましい成果は、南部の諸州に根付いていた人種分離制度を違憲とする1954年のブラウン事件判決を勝ちとったことである。この判決によって南北戦争後

に州法の強制をともなって築かれた人種分離の壁が崩れた。

法にもとづく人種分離

南北戦争後、1880年代から、南部の諸州は人種分離法（Jim Crow laws）を制定し、交通機関や一般施設の利用について、白人と黒人とを物理的に分け隔てる分離制度（segregation）をつくりあげた。州法の強制をともなう人種分離は奴隷制にかわる白人優位・黒人隷属の社会秩序を南部諸州に定着させた。1896年、連邦最高裁判所は白人と黒人に同等の施設が提供されるかぎり、両人種を分離することは憲法の定める平等の扱いに反しないと判決（separate but equal doctrine）した。人種分離法は合憲とされたのである。人種分離は南部の生活のすみずみにまでゆきわたった。黒人は誕生のときの産院から埋葬される墓地まで白人とは分離された。公立学校、ホテル、レストラン、劇場、鉄道、バス、公園、プール、海水浴場などの利用について、黒人に提供される施設は白人と同等ではなく、また多くの施設は白人の専用とされて黒人は排除された。

LDFはこうした人種分離の壁を崩すための訴訟戦略をたてて実行した。まず公立教育の分野において黒人を排除する白人校に対する訴訟を起こした。黒人の原告を選び一件一件の訴訟を重ねて、ついに1954年、公立学校の人種別学を違憲とする連邦最高裁判所の歴史的判決を勝ちとった。このブラウン事件判決をきっかけに州法による人種分離の壁は崩された。当時、南部の黒人の大半は投票権を行使できない状況におかれていた。黒人を投票から排除するため、白人予備選挙（white primary）、識字テスト（literacy test）、投票税（poll tax）のほか、さまざまなかくりが使われた。白人票のみによって繰り返し再選される南部出身の白人の民主党議員が、当選回数多さから連邦議会の主要な委員会ポストを占め、黒人の人権を保障するような立法の成立を妨げていた。こうした状況は、1960年代の半ばまでつづいた。それだけに

政治過程から排除されている黒人の権利主張、権利行使の手段として訴訟活動が大きな意味をもっていた。白人が日常の経済活動を支配していた南部では、黒人が当事者として訴訟を起こすには決心と勇気を必要とした。さまざまな報復、脅迫が黒人原告に向けられたので、LDFのような組織の弁護士の支援が不可欠であった。

本書は6部36章からなっている。また公民権運動史のWHO'S WHOに名を連ねるような人々の写真34葉が採録されている。

第1部 Preparing the Ground

NAACPの歴史とLDFの独立の経緯が語られる。1930年代の半ば、NAACP内部にすでに人種分離(segregation)を前提としての平等化か、全面的統合(integration)かをめぐる基本的な論争があった。創立者の一人であるデュボイス(W.E.B. Du Bois)は会誌「クライシス」(Crisis)に論陣をはり、分離体制のなかで黒人の力を養うのが開放への道であると説いた。これに対して分離そのものが差別であるとの反論が強まり、デュボイスは編集者を辞任した。当時、NAACPには、ヘイスティ(William H. Hastie)、ヒューストン(Charles Houston)など、すぐれた黒人の弁護士が参加していた。²ヘイスティは統合を主張し、デュボイスを鋭く批判した。また、ヒューストンは分離の壁を崩すための訴訟キャンペーンを立案し実行に移した中心人物であり、黒人のホワード大学ロー・スクールのディーンとして法学教育の充実にも努め、多くの黒人法曹を養成した。彼の教え子の一人であるマーシャル(Thurgood Marshall)はNAACPに加わり、のちにLDFを創設してさらに効果的に訴訟キャンペーンを展開した。

2. ヒューストン(1896—1950)もヘイスティ(1901—76)もともにアーモスト大学の出身であり、卒業後、ハーヴァード・ロー・スクールへ進んだ。ゲルホーン教授もまたアーモスト大学の出身で、その理事を務めた。なおヒューストンについてはKen Gormley, *Unsung American Hero*, AMHERST (vol.45 no.3, Spring 1993, pp.11-15)が興味深い。分離か統合かは訴訟戦略のすすめ方に影響し

た。最高裁の先例(1896年)によれば、白人と黒人に同等の設備が提供されている場合、両者を分離することは違憲ではない。しかし、現実には分離された黒人の設備が白人のものと同等ということはなかった。分離された施設は不平等であり大きな格差があった。分離の壁を崩す戦いは教育の分野からはじめられた。その際、分離を前提に現存する施設の不平等を立証して、黒人校を白人校なみに改善するよう求めるか。それとも統合の立場にたって正面から人種分離そのものの不平等を争うか。NAACPもLDFも統合の立場をとったが、その作戦は一件一件の訴訟を積み重ねて、先例の分離合憲判決を覆そうというものであった。

南部では南北戦争以来、白人と黒人の別学制度が確立していた。しかも医学、法律など大学院レベルの専門教育を必要とする分野で、黒人は白人校への入学を拒否されていた。黒人のための州立大学院は南部のどこにもなかった。そのため1940年代には、南部の州で開業している黒人弁護士は両手の指で数えられるほどしかいなかった。訴訟のためには地元の弁護士が必要であるが、白人弁護士の協力は期待できなかった。それだけにNAACPが公民権分野を専門とする弁護士チームを組織し、活動を開始したことには大きな意味があった。1949年、グリーンバーグがLDFに加わった当時、その事務所はニューヨーク市マンハッタンにあるフリーダム・ハウスにおかれていたが、そこに集まった弁護士の活気に充ちた人物像が描かれている。

太平洋戦争直後、1947年のトルーマン大統領公民権委員会が人種問題と取り組む政策目標をまとめた報告書(To Secure These Rights)を公にした。NAACPとLDFからも有力なメンバーが委員会に加わっていた。報告書は次のような政策目標をまとめた。(1)人種、体色、信条、または出身国にもとづく分離撤廃、(2)連邦援助を受ける公・私機関による差別・分離の禁止、(3)連邦政府の公的サービスにおける差別・分離を禁止する法制定、(4)州際交通機関による分離・差別の禁止、(5)公的援助を受ける病院、公園、娯楽設備、住宅団地、福祉機関、行刑施

設における差別・分離禁止、(6)私立学校への公平な入学手続実行プログラムの確立、(7)公立・私立の医療機関による差別・分離を禁止する公平な実行プログラムの確立、(8)不動産売買の際の人種排除約款の禁止、(9)公共施設の平等な利用の保障。

報告書は、それまで各州の規制に任せてきた人種問題に対して、連邦政府が積極的に差別・分離の禁止を宣言し、人種間の平等達成を政策としたのである。その後、20年間にこの報告書に掲げられた政策は、すべて主要な連邦立法によって具体化された。当時、LDF はここに掲げられたいくつかの分野で訴訟を起こしていた。その一例が、黒人が白人のみの州立大学院へ入学を求める一連の訴訟である。まず黒人の入学を認めない白人ロー・スクールが訴訟の目標に選ばれた。(1)裁判官は法学教育を体験しているので、その機会均等には理解と共感を示すであろう、(2)当時のロー・スクールには女性の学生が殆どいないので白人の反対が弱いであろう、という理由からであった。連邦最高裁は、その州内で黒人が白人と同等の専門教育を受ける機会を与えられていない場合、黒人を白人校から排除することは平等条項に違反すると判決し、州立大学へ黒人を入学させるよう命じた。人種別学を維持するために、速成の黒人専用ロー・スクールを設立しても、古くからある白人校と同等とは認められない。判決は教育機会の平等性は、教授陣、教科、施設などの有形要素の他に、大学院の歴史、伝統、社会的評判などの無形要素をも含めて評価しなければならないとした。また、大学の教室、図書館、食堂などで黒人を白人から隔離することは、他の学生との自由な交流を妨げ、黒人から平等な教育の機会を奪うとした。分離・平等の原則を維持するには二重の費用がかかり、また黒人専用の教育施設を新設しても平等たりえない。1950年までに、LDF は黒人が州立大学院入学を求めた訴訟において、つぎつぎと連邦最高裁の勝訴判決を得る。人種分離教育の壁の上部に割れ目が刻まれたのである。

第2部 Edging Toward a Showdown: Brown v. Board of Education

LDF の戦略によれば、大学院の次の目標は白人大学の壁を崩すことである。しかし、事態は急速に進展し、各地で黒人児童の父母が近所にある白人小学校への入学を求める訴訟を起こした。これらの訴訟には、人種別学を前提として黒人校の改善、白人校との平等化を求めるものと、人種別学そのものが違憲であると争うものがあった。二つの立場を主張することは論理的に矛盾する。しかし、各地の学区はそれぞれ人種構成や規模が多様であり、深南部と境界州とでは人種共学への反応に大きな違いがあった。かりに別学が撤廃されると、たちまち黒人教師の解雇や降格が予測された。NAACP 会員のなかには黒人教師が多く、別学を前提とする平等化を望む声も強かった。

1940年代の南部諸州では黒人校と白人校との格差は大きく、例えば、黒人児童一人当たりの学校予算は白人児童の半分以下、学校図書は児童一人当たり、黒人に0.8冊、白人に3.3冊であった。同じ学区で教えながら、黒人教師の給与は白人教師の半分か三分の二が通常であった。

1953年、連邦最高裁は別学違憲を争う5つのケース（カンサス、サウス・カロライナ、ヴァージニア、デラウエア、ワシントン D.C.）を選んで審理することを決めた。このうちのブラウン事件では、連邦地方裁判所がカンサス州トペカ市学区の黒人小学校と白人小学校は設備、教科などの点ではほぼ平等であると認定し、黒人の白人校への入学を認めなかった。「分離・平等」を合憲とした最高裁判所の先例に拘束されたのである。しかし、地裁判決は設備が平等であっても、人種の違いを唯一の理由とする別学は、黒人児童に劣等感を植付け心理的被害を与えることを認定した。この点について、判決はLDF が提出した社会学、心理学の専門家の意見書を援用していた。

最高裁は口頭弁論ののちに次の質問事項を示し、改めて当事者に弁論を命じた。これはきわめて異例の措置である。(1)第14修正「平等条項」(1868年)の制定者は人種別学の禁止を意図し

ていたか。(2)制定者の意図にかかわらず、裁判所は第14修正の解釈によって人種別学を撤廃できるか。(3)別学撤廃は即時か漸進的移行か、また誰が撤廃の過程を監視するのか。

質問事項の内容は最高裁が人種別学を違憲と判断する可能性を示していた。LDFは歴史家、社会学者を動員して第14修正の制定過程での資料を精査、検討のうえ、平等条項が別学をふくめて広く人種差別の禁止を意図していたとの結論をまとめた。この作業に加わった歴史家のなかから、LDFが自己の主張に有利な資料解釈のみを取り上げたとの批判がでた。しかし、著者によれば、この種の批判は訴訟というものを誤解している。訴訟では当事者双方が自己にもっとも有利な解釈を主張するのが当然で、その対立する主張を裁判所が判断するための手続がまさに訴訟であるという。

1954年5月、最高裁は人種別学を定めた州法は連邦憲法の平等条項に違反すると判決した。裁判官全員一致の判決は、別学は黒人児童に心理的悪影響を与え、黒人から白人と同等の教育を受ける機会を奪う。「人種の違いを唯一の理由とする別学は本質的に不平等である」。分離・平等の法理は「今日の公立学校教育の分野において適用の余地なし」とした。著者のチームは勝訴は予測したが全員一致の判決がえられるとはだれも予測しなかった。

第3部 Brown Decided: Eyes on the Future

ブラウン事件判決はLDFの訴訟戦略の大きな勝利であり、アメリカの人種関係における歴史的転換点であった。³人種分離の壁は崩れた。しかし、判決を聞いた日、LDFの弁護士たちにとって、「あまりにも壮大で、それが何を意味したのか、どこへ向かうのか、まだ誰にも分からなかった」。「いつもの祝勝の騒ぎはなく、肅然とした雰囲気につつまれた」と著者は記している。

3. ブラウン事件判決とその前後の経過についてもっとも詳細なドキュメンタリーとして、Richard Kluger, *Simple Justice*. (New York: Alfred A. Knopf, 1975) がある。

最高裁は違憲とされた公立学校の人種別学を撤廃する具体的な方式について、当事者に改めて弁論を命じた。LDFは各学区の教育委員会に対して公立学校への入学を人種に基づいて決定することの禁止と、1955年9月から即時、原告・黒人児童の白人校への入学を主張した。被告・教育委員会は条件が整うまで共学の延期を求めた。その理由として、被告は、白人父母の反対、私立校への転校、学区からの転出、人種関係の緊張、暴力、黒人教師の失職、公立学校教育の混乱などをあげた。

1955年5月、最高裁は別学撤廃の方式の大枠を示し、5つの事件を第一審の連邦各地裁へ差戻した。その方式は、被告が早急に別学の撤廃に着手すること、連邦地裁が教育委員会による実施状況を監視し、「学校建物の状況、交通システム、人事、学区、通学区の再編成、州法、規則の改正など、別学撤廃にかかわる諸問題を考慮して」移行期間の必要性を判断せよというものであった。最高裁は地裁に対して原告を人種に基づかない基準によって公立学校へ「可及的速やかに」入学させるために必要かつ適切な命令を下すよう指示した。

判決文の最後に付けられた「可及的速やかに」という表現は、南部の州にとって限らない遅延を許すものと読めた。事件を差戻された連邦地裁は、教育委員会に対して別学撤廃の期日を特定せず「可及的速やかに」行なうよう指示するにとどまった。最高裁によって違憲とされた州別学は効力を失う。しかし、教育委員会が別学をやめ共学に踏み切る具体案を立て実行しない限り、違憲とされた別学は解消されない。連邦地裁のなかには「憲法はたんに差別を禁止するにとどまり、統合を求めるものではない」との解釈を示したところもあった。最高裁判所が憲法判断を示しても自動的に実施されるわけではない。違憲とされた人種別学を撤廃するためには何千とある学区ごとに訴訟を起こす必要があった。

南部の州は児童就学配置法を制定し、教育委員会に人種以外の理由で就学校を決定する広い権限を与えた。例えば、教育委員会は公序良俗、

公衆衛生などのきわめて一般的な理由によって、従来どおり、黒人は黒人校へ白人は白人校へ就学させた。その他、共学を命じられた公立学校の閉鎖、私立学校への移管、校区の変更、就学校を自由に選択させる方式（少数の黒人が白人校を選ぶが黒人校を選ぶ白人はいない）など、別学を維持するためのあらゆる方策がとられた。アメリカ連邦制度のもとでは、市民は連邦法と州法の二重の規制を受ける。連邦法に違反する州法であっても、誰かが訴訟を起こし裁判所が判決によって違反を確認するまでは有効である。また被告・教育委員会がいつまでも共学の実施に踏み切らない場合、原告はさらに裁判所に具体的な命令を求める必要があった。LDFは州法の違憲を確認し共学の実行を求める訴訟の前面に立つことになる。

南部の州はLDFの活動を制限する州法を制定した。例えば、ニューヨーク州法人であるLDFの自州内における訴訟活動を禁止し、違反する弁護士資格剥奪を定める。NAACPに州外法人としての登録を求め、会員名簿の提出を義務付ける。NAACP会員を州公務員に採用することを禁止し、採用者には同会員でない旨の宣誓を求める。LDFはこうした州法は連邦憲法の言論・結社の自由を制限すると争って、数年後、連邦最高裁の違憲判決を勝ちとった。しかし、その間、LDFの活動は大きく制約された。

最高裁のブラウン事件判決は黒人の意識に大きな変化をもたらした。それは「法を味方につけた」という意識である。黒人の公民権運動は裁判所から街頭へと広がって行く。1955年12月ローザ・パークスがバスの座席を白人に譲ることを拒否して逮捕され、それをきっかけにアラバマ州モントゴメリー市のバス・ボイコットが始まる。1957年9月、連邦地裁はアーカンソー州リトル・ロック市中央高校へ9人の黒人生徒の入学を教育委員会に命じた。ファウバス（Orville Faubus）州知事が州兵を動員して入学を阻止、アイゼンハワー大統領は1000人の連邦落下傘部隊を出動させて、連邦裁判所の判決の実行を確保した。

南部全体について、共学は遅々として進んで

いかなかった。1960年6月までに、いわゆる深南部の諸州では一人の黒人も白人校へ入学していない。南北の境界州では相当数の黒人が白人校へ入学した。しかし、白人が黒人校へ入る例はなかった。訴訟は現実には少数の黒人の白人校への入学を実現させたにすぎない。しかし、著者によれば、重要なことは訴訟を通して、黒人が自らの権利を知り、多数を占める白人に対して黒人の権利を尊重するよう求めるようになったことである。

権利の実現のためには各地で多くの人の地道な活動がなければならない。著者はサーグッド・マーシャルの口癖となった「奇襲部隊は町を占領しない」というヒューストンの言葉を引用している。LDFの訴訟活動の性質と限界をいう言葉であろう。街頭へでた公民権運動の参加者の人権を守るために、LDFが最前線の塹壕にこもって白兵戦を戦うような事態がつつき、著者は南部の各地を転戦する。

第4部 The Movement Takes Off

1960年代の公民権運動は座込み（sit-in）から始まる。1960年2月、ノース・カロライナ州グリーズボロ市のウールワース店にある白人専用ランチ・カウンターに4人の黒人大学生がサーヴィスを求めて座り込んだ。当時の南部では、黒人が白人と食卓を共にすることは強いタブーの一つであった。座込み学生は服装を整え、無抵抗・非暴力を実践した。この有様が報道されると、翌日には座込みに参加する人数が数百人、次の日には数千人に膨れあがった。そして座込みは一挙に全国に広がった。1961年5月には、ブラウン事件判決17周年を記念して、⁴「フリーダム・ライダー」がバスを連ねて南部の主要都

4. 今年はブラウン事件判決の40周年にあたる。NAACPの記念ポスターには保安官に囲まれて白人校へ向かう緊張した黒人少女を描いたロックウエル（Norman Rockwell, 1894-1978）の作品が使われている。この作品に捉えられたような場面は連邦裁判所の共学命令を受けたアメリカ南部各地の学区でみられた。スタインバックの「チャーリーとの旅」にはニュー・オーリンズで白人群衆が登校する黒人生徒を待ち構えて嘲笑、罵倒する場面が描かれている。

市を巡り、待合室、ランチ・カウンターの人種分離廃止を実践する。一行のバスはアラバマ州でKKKの焼き打ちにあい参加者はひどい暴行をうける。そして地元の警察による座込み参加者、フリーダム・ライダーの逮捕、拘留、裁判がはじまる。LDFは何千人に上った逮捕者の保釈金の手配、弁護、裁判での弁論に忙殺される。逮捕の理由は地方の慣習を破り、秩序を乱したというものである。

1961年、マーシャルが第2巡回区控訴裁判所の裁判官に任命されたあと、グリーンバーグがLDFの責任者となる。LDFは一連の座込み事件(被告人は3,000人にも上っていた)について、1964年までに連邦最高裁の無罪判決を得た。また公民権のほとんどの分野で、人種分離を否定する判決を勝ちとった。訴訟なしに人種分離が撤廃されたのは、合衆国軍隊と野球の大リーグぐらいであると著者はいう。

公民権運動の進展に伴って白人差別主義者による暴力事件が続発した。公民権運動の拠点となった黒人教会の爆破、1962年、ミッシシッピ州立大学への黒人メラデイスの入学をめぐる暴徒の銃撃があり死者がでた。1963年春、アラバマ州バーミングハム市において、公共施設の分離廃止、公平な雇用、黒人を含む委員会の設置などを求める抗議デモがキング牧師の指導で計画された。LDFは市条例にもとづいてデモの許可を申請したが、市当局の要請によって州裁判所がデモの差止命令を下した。キング牧師はデモを強行し、逮捕される。そこで彼は有名なA Letter from Birmingham Jailを書いた。LDFはキング牧師をはじめ連日逮捕されるデモ参加者を代理して保釈、弁護活動にあたる。LDFが代理した同市のデモ事件被告人は一時、2500人に上った。同時にLDFは市条例が表現の自由を侵し、またその適用が差別的である点を争う訴訟を起こし、1969年、最高裁から市条例違憲判決をえた。

1964年夏、ミッシシッピ州には州外から1000人の公民権活動家が入り、有権者登録、共学要求、公共サービスの平等化などをすすめた。LDFは地元の黒人弁護士と連携しながら、

活動家への妨害、脅迫、暴行に対して必要な法的措置を求めた。1964年7月、南北戦争以来、もっとも広範で強力な公民権法が成立した。著者はこの法律によって1947年のトルーマン大統領公民権委員会の報告書が掲げた政策目標の大半が立法化されたと評価している。

第5部 The Era of the Civil Rights Act

公民権法の制定によって、訴訟のさいに個別の差別行為について連邦憲法の平等条項の違反を争う必要は少なくなった。憲法上の争点を論議するまでもなく、公民権法違反を指摘するだけでよい。それまでは差別が州の公の行為によることを立証し、州行為が平等条項に違反する点を論証しなければならなかった。さらに大きな変化は、公民権法のもとで連邦政府の各機関が人種(出身国、性別、宗教)差別撤廃のために法執行の責任を負うことになった点である。

1965年、ジョンソン大統領はサーグッド・マーシャルをソリシター・ジェネラルに任命し、さらに1967年、黒人初の連邦最高裁判事に任命した。この時期、LDFは著者の指揮のもとで着実に組織を拡大する。1960年代の半ば、LDFの専任弁護士は17人に増え、各地の協力弁護士も200人に登った。1970年代にはいると、一般募金、財団からの寄付などをえてLDFの年間収入は450万ドルに達した。専任弁護士は28人になり、700件を超える訴訟を担当した。組織も整備され、黒人弁護士、公民権分野の弁護士養成などの新しいプログラムをはじめた。

LDFの訴訟活動も公民権法の具体的な規定の実行を求めるものが中心となり、雇用の平等(公民権法タイトルVII)を求める訴訟が主要な仕事になった。しかし、1960年代後半にかけては人種別学関連の事件がLDF訴訟の約半数を占めていた。ブラウン事件判決後の十年間、白人校に入学する黒人の割合は毎年1%の増加にとどまった。その後、公民権法のもとでHEW(Department of Health, Education and Welfare「厚生・教育・福祉省」)が別学制度を維持している学区への連邦教育援助の打切りを決めてから、その率は約11—16%に上った。LDFは訴訟

攻勢をゆるめず、共学実施をすすめる最高裁判決をつぎつぎと引き出した。1968年、共学の実績を生まない自由選択方式は違憲、1970年、「可及的速やかに」という移行期間はもはや認められないとして即時共学を命じる判決⁵、1971年、共学のためのバス通学を命じる判決などである。

ブラウン事件Ⅱ判決文の「可及的速やかに」という曖昧な文書が南部に遅延の手がかりを与えたことは確かである。その後の研究によれば、この文言は裁判官全員一致の判決をえるための妥協として判決文に加えられたという。著者は1955年の最高裁判決がかりに「即時」実施を命じても、早急な共学が実現したかは疑問であるとしている。著者によれば遅延は判決文の表現とは関わりのない要因による。それは南部諸州の全面的な抵抗、白人の公学校ボイコット、黒人教師の首切、降格、白人差別者の暴力行為などである。これに対して対抗すべき公民権団体には十分な人材、資金がなかった。当時、まだ連邦司法省には共学訴訟を起こす権限がなかった。こうしたことが重なって共学は16年間大きな進展をみなかった。ようやく1970年代になって、南部の中小都市学区や地方学区では相当な程度の共学が達成される。しかし、アメリカ北部や西部の大都市では黒人と白人の居住地域が分かれているため事実上の別学状態が現在まで続いている。

LDFは貧困者の弁護に力を注ぎ、スペイン系、原住アメリカ人など他のマイノリティの公民権擁護にも活動を広げた。貧困はさまざまな形で公民権問題を生む。LDFは雇用機会の確保、企業内の職種、職場配置、昇進、給与にかかわる人種差別を争い、それぞれの分野で公民権法タイトルVIIの規定の解釈、適用を有利にする判決をえた。例えば、職能と関連しないテストによる採用、昇進決定は違法である。職種間の

移動による年功の中断は違法である。労働組合と会社の合意に基づく黒人優遇措置は合法である。こうした判例によって、差別の被害者に対する採用、昇進、職場復帰、バック・ペイ、損害賠償などの救済方法が確立した。一方、LDFの優遇措置（affirmative action）擁護の立場は、それまでLDFの支持者であったユダヤ系有力団体との間に亀裂を生んだ。多くのユダヤ系アメリカ人にとって優遇措置はながく彼らに対する差別の道具とされた人種枠（quota）と区別がないと映るからである。

LDF（ことに著者）が1960年代から取組んだ課題の一つは強姦罪に対する死刑を違憲として争う訴訟である。1930年以来、強姦罪で死刑を執行された455人のうちの90%は白人女性を強姦して有罪となった黒人であった。著者はこうした強姦罪に対する死刑執行の状況を専断的で残酷かつ異常な刑の執行（第8修正違反）であり、人種偏見に基づくもの（第14修正違反）とみる。死刑違憲の訴訟にはいくつもの争点が絡んでいる。(1)人種差別的な死刑執行の統計資料の解釈、(2)死刑反対を信条とする陪審員の排除、(3)死刑評決の基準について陪審に対する裁判官の説示不在、(4)死刑による凶悪犯罪の仰止効果、(5)「残酷かつ異常な」刑罰は時代によって変わるのか。

最高裁はまず死刑反対の陪審員排除を違憲とする判決（1968年）を下し、つづいて1972年、死刑を定めた州法を違憲と判決した。9人の裁判官は賛成5、反対4に分かれ、すべての裁判官が各自の意見を書いた。多数意見は当時の死刑の執行が恣意的である点で一致していた。各州の死刑執行は中断した。その後、各州は死刑の宣告、執行についての規定を修正し、最高裁が修正された州法を合憲としたので、死刑の執行は再開された。こうした訴訟を通じて次の事実が明白になった。被告人が死刑を宣告されるかどうかの決定的要因は被害者の人種である。白人を殺せば死刑になる確率が高いが、黒人を殺してもほとんど死刑にならない。

アメリカ社会では毎年、20,000件から25,000件の殺人がある。逮捕された被告人のうちの

5. 私は1969年秋、著者が連邦最高裁の口頭弁論において、「もはや移行期間は認められるべきではない」との弁論を展開するのを見聞した。事件は、Alexander v. Holmes County Board of Education である。なお、藤倉皓一郎「裁かれる南部」、判例タイムズ、1970年243、244、247号各2頁参照。

200人から300人が死刑を宣告され、一年にそのうちの20人から30人が死刑を執行される。すべての死刑執行はかつての南部奴隷州に限られ、死刑になるうちの半数は白人を殺した黒人かスペイン系である。

1970年、カリフォルニア州サン・ラファエルの裁判所で受刑者の兄弟 (Soledad Brothers) が法廷に銃を持ち込み裁判官を人質に逃亡を企て銃撃戦となり、裁判官が射殺された事件が起こった。この事件の共犯として UCLA の助教授デイヴィス (Angela Davis) が逮捕された (のち裁判で無罪)。彼女は共産党員であり、武闘を主張するブラック・パンサーとともに黒人分離主義のシンボルであった。若いスタッフは LDF がデイヴィスを弁護することを強く求めたが、著者は責任者として拒否した。事件には公民権や人種差別の争点がなかったからである。著者はこの対立が代代的なものであったとしているが、LDF の若い世代が黒人の分離主義者、それも武闘主義者の格好のよさに惹かれたさまを嘆いている。

第6部 Changing the Guard Again

1982年、著者はハーヴァード・ロー・スクールに招かれて長年の LDF の黒人同僚チェンバース (Julius Chambers) と共同で公民権法を教えることになった。それが発表されるとハーヴァード黒人法学生協会がボイコットを宣言し、著者に辞退を迫る。彼らの要求、主張は、(1)ハーヴァード・ロー・スクールはさらに黒人教授を任命せよ、(2)著者は LDF の責任者の地位を黒人に譲れ、(3)ユダヤ系の著者が LDF を支配するのは筋違いである、⁶ などであった。著者は

6. 著者は「なぜユダヤ系白人が黒人の人権運動に生涯たずさわったのか」とよく聞かれる質問に答えようとしている。著者によれば、(1)父親がつねに体制の外延にいて体制を批判的にみる人であった、(2) Socialist-Zionist の影響が強い環境で育った、(3)コロンビア・ロー・スクールで指導を受けたゲルホーン教授の影響など、いくつかの要因が重なってそうなったのだろうという。なお著者は LDF での活動中、FBI の監視をうけていた。著者は請求によって公開された自分の FBI ファイルをも資料として参照している。

黒人学生の抗議ピケットを抜けて3週間の集中講義を無事完了する。LDF の人種差別に対する戦いをすすめてきた著者にとっては無念かつ皮肉な体験であったにちがいない。1984年、60歳になった著者は LDF を去る決意をし、コロンビア・ロー・スクールの教授に迎えられた。

最終の章では、LDF 活動の成功と失敗を公民権の各分野について評価し、将来を展望している。黒人の教育、雇用の機会の平等が法的には保障されるようになったが、黒人が現実にもそれを生かして、政治的、経済的な力をつけるのはこれからの課題である。著者は NAACP や LDF の創始者のような信念と理想をもつリーダーの輩出を強く願って本書を結んでいる。

著者は本書のなかで共学をはじめ多くの LDF 訴訟の原告となった黒人の消息についても随所で触れている。また LDF で活躍した人たちの近況についても後記にまとめている。みずからをソーシャル・エンジニアーズと呼ぶこの小集団がどれほどの大きな仕事をなし遂げたかは確かに歴史の記録に値する。LDF とともに生きた著者のそこでともに戦った戦士 (crusaders) への愛着が伝わってくる。

本書の全体的な評価については最初に述べたとおりであるが、通読して強く印象に残った点をいくつか加えたい。第一に、アメリカにおいては法が社会を変革する効果的な手段である。ある団体が活動目標をたて訴訟の当事者を選び争点を絞って裁判所の憲法解釈を求める。最高裁の判決が体制を動かすきっかけとなり、議会による具体的な法律の制定につながり、市民の権利がより明確になる。第二に、訴訟が法実現のための重要な機能を担っている。法が制定されても自動的に権利が実現するわけではない。つねに権利の具体的な解釈と実現を求めて裁判に訴える努力がある。それには個人の力では足りず、公共目的をもつ組織の持続的な活動が必要である。第三に、法の実現を求める積極的な組織活動が社会的不公平に対する不満を暴動、暴力ではなく法制度のなかでの変革に向かわせる。LDF の活動史はまさにこうした点を実証しているといえる。